



熊本県公報

号 外 第 1 8 号

平 成 2 6 年 3 月 3 1 日 (月)

(毎 週 火 ・ 金 発 行)

目 次

訓 令

- 熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令…………… (消防保安課) 1

訓 令

熊本県訓令第 1 8 号

本 庁 各 部 (公 室 ・ 局) 課 (セ ン タ ー)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程 (昭 和 3 8 年 熊 本 県 訓 令 甲 第 5 1 号) の一部を次のように改正する。

題名中「、服装」を削る。

第 1 条 中 「 関 係 す る 職 員 」 の 次 に 「 (消 防 学 校 の 職 員 を 除 く 。 以 下 同 じ 。) 」 を 加 え 、 「、服装」を削る。

第 3 条 及 び 第 4 条 を 次 の よう に 改 め る 。

(制 服 の 着 用)
第 3 条 消 防 学 校 の 職 員 は 、 勤 務 中 別 表 第 1 に 掲 げ る 冬 服 、 夏 服 又 は 盛 夏 略 衣 (以 下 こ の 条 及 び 次 条 に お い て 「 制 服 」 と い う 。) を 着 用 す る も の と す る 。 た だ し 、 必 要 が あ る と き は 、 別 表 第 1 に 掲 げ る 被 服 類 (制 服 を 除 く 。) を 着 用 す る こ と が で き る 。

2 消 防 業 務 に 関 係 す る 職 員 は 、 消 防 業 務 に 従 事 す る と き は 、 制 服 を 着 用 す る も の と す る 。 (制 服 の 着 用 期 間)

第 4 条 消 防 関 係 職 員 の 制 服 の 着 用 期 間 は 、 次 の 各 号 に 掲 げ る 制 服 の 区 分 に 応 じ 、 当 該 各 号 に 定 め る 期 間 と す る 。 た だ し 、 必 要 に 応 じ て 着 用 期 間 を 変 更 す る こ と が で き る 。

(1) 冬 服 1 1 月 1 日 か ら 3 月 3 1 日 ま で

(2) 夏 服 4 月 1 日 か ら 5 月 3 1 日 ま で 及 び 1 0 月 1 日 か ら 1 0 月 3 1 日 ま で

(3) 盛 夏 略 衣 6 月 1 日 か ら 9 月 3 0 日 ま で

第 5 条 の 見 出 し 中 「 服 装 」 を 「 被 服 類 」 に 改 め 、 同 条 中 「 消 防 学 校 職 員 は 」 を 「 消 防 学 校 の 職 員 は 、 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に か か わ ら ず 」 に 、 「 も の 」 及 び 「 作 業 服 及 び 靴 」 を 「 被 服 類 」 に 改 め る 。

第 6 条 第 2 項 中 「 貸 与 を 受 け た 被 服 は 」 を 「 消 防 関 係 職 員 は 、 貸 与 を 受 け た 被 服 類 を 」 に 改 め る 。

第 8 条 第 1 項 中 「、貸与期間は」を「その貸与期間 (以 下 「 貸 与 期 間 」 と い う 。) は、」 に 改 め る 。


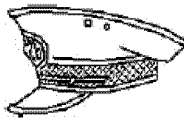
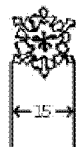
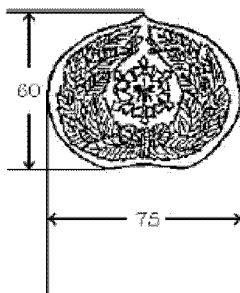
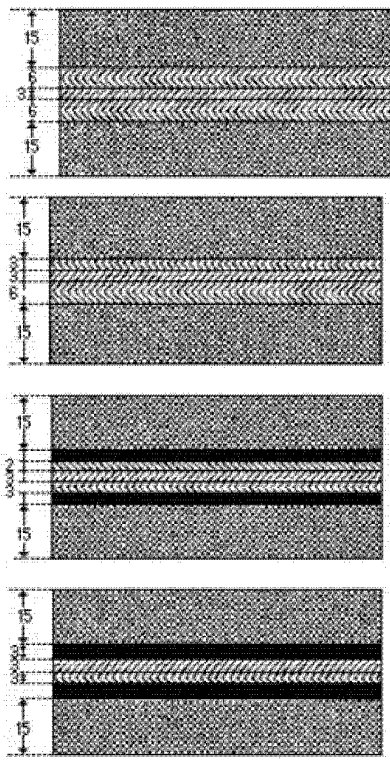
第 9 条 中 「 た え な く な っ た 」 を 「 堪 え な く な っ た 」 に 改 め る 。

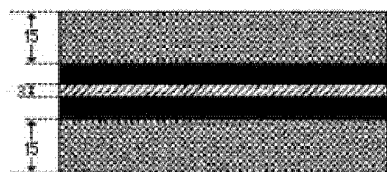
第 1 0 条 第 1 項 中 「 経 て 」 を 「 経 由 し て 」 に 改 め る 。

第 1 1 条 第 1 項 中 「 又 は き 損 」 を 「、又は当該被服類が毀損」に、「たえなくなった」を「堪えなくなった」に、「経て」を「經由して」に改め、同条第 2 項中「亡失又はき損した」を「被服類を亡失し、又は毀損した」に改め、同条第 3 項中「前項の賠償額は、」を「前項の規定による賠償の額は、当該被服類の」に改め、「乗じて得た額」の次に「 (こ の 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 こ れ を 切 り 捨 て る 。) 」 を 加 え る 。

別表第 1 及 び 別表 第 2 を 次 の よう に 改 め る 。

別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)

| 被服類 | 摘要 | |
|-----|---|---|
| 制帽 | <p>地質</p> <p>製式</p> | <p>濃紺色の毛織物とする。</p> <p>円形とし、黒色の革製前ひさし及び黒色の革製の顎ひもをつける。ひもの両端は、帽の両側において消防き章を付けた金色ボタン各 1 個で留める。</p> <p>制帽の形状並びに顎ひも留め消防き章の形状及び寸法は、次の図のとおりとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>正面</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>側面</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>顎ひも留め消防き章</p>  </div> </div> |
| 帽章 | <p>金色金属消防き章をモール製金色桜で囲む。台地は、黒又は濃紺の毛織物とする。</p> <p>形状及び寸法は、次の図のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> | |
| 帽帯 | <p>帽の周囲には、黒色斜子縁及び蛇腹組金線をつける。</p> <p>形状及び寸法は、次の図のとおりとする。</p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 2; padding-left: 10px;"> <p>知事 副知事 総務部長 総務部市町村・税務局長、広域本部長、副本部長、広域本部地域振興局長</p> <p>消防保安課長 政策監（消防保安課勤務を命ぜられた者に限る。） 消防学校長 広域本部部長 広域本部地域振興局次長、部長</p> <p>消防保安課課長補佐 消防学校副校長 消防学校主幹 広域本部課長 広域本部地域振興局課長</p> <p>本庁課長補佐（消防保安課課長補佐を除く。）、主幹、参事 消防学校参事 広域本部課長補佐、主幹、参事 広域本部地域振興局課長補佐、主幹、参事</p> </div> </div> | |



主事
教官

作業帽子

濃紺色のもので、形状は、別に定める。

ヘルメット

白色の樹脂製とする。

冬服上衣

地質

濃紺色の毛織物とする。

製式

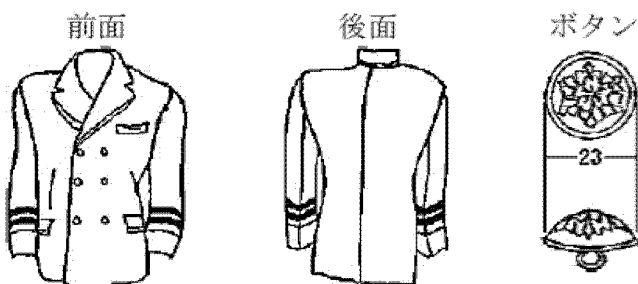
前面

開襟剣襟とする。

胸部は、二重とし、消防き章を付けた金色の金属製ボタン各3個を2行に付ける。

前面の左に2個、右に1個のポケットを付け、下部左右のポケットには蓋を付ける。

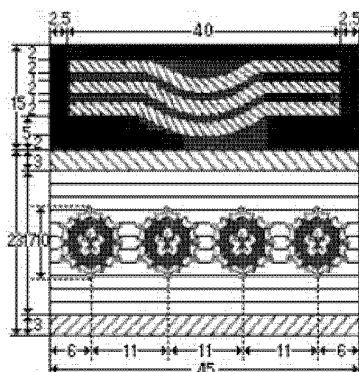
形状並びにボタンの形状及び寸法は、次の図のとおりとする。



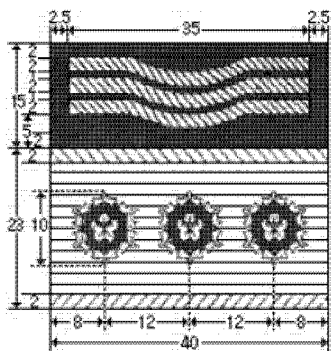
胸章

黒色の台地に、上下両縁に金色の刺しゅうを施し、中央に平織金線及び銀色消防き章を付けた職名章を右胸部に付け、黒色の台地に流水形の銀モール3本を付した消防関係職員章を職名章の上部に付ける。

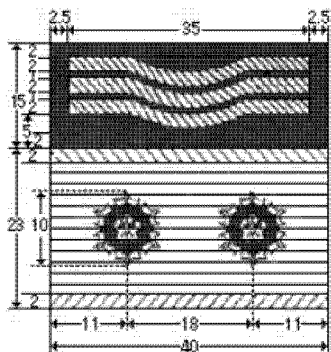
形状及び寸法は、次の図のとおりとする。



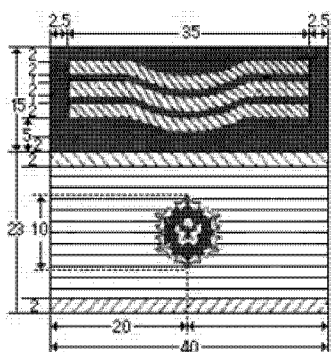
知事



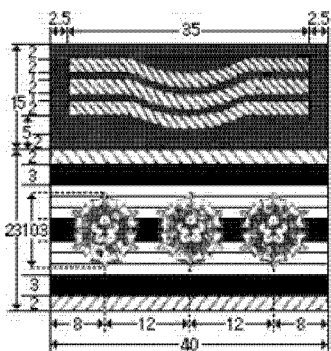
副知事



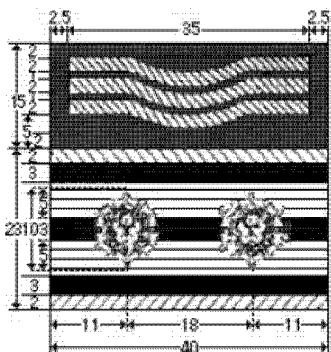
総務部長
 総務部市町村・税務局長
 広域本部長、副本部長
 広域本部地域振興局長



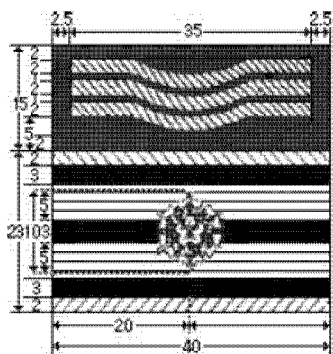
消防保安課長
 政策監（消防保安課勤務を命ぜられた者に限る。）
 消防学校長
 広域本部部長
 広域本部地域振興局次長、部長



消防保安課課長補佐
 消防学校副校長
 消防学校主幹
 広域本部課長
 広域本部地域振興局課長

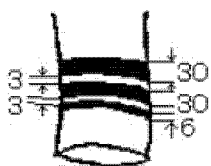


本庁課長補佐（消防保安課課長補佐を除く。）、主幹、参事
 消防学校参事
 広域本部課長補佐、主幹、参事
 広域本部地域振興局課長補佐、主幹、参事



主事
教官

袖章 幅 30 ミリメートルの黒色しま織線 2 条及び幅 6 ミリメートルの蛇腹組金線 1 条を表半面にまとう。
形状及び寸法は、次の図のとおりとする。



ズボン

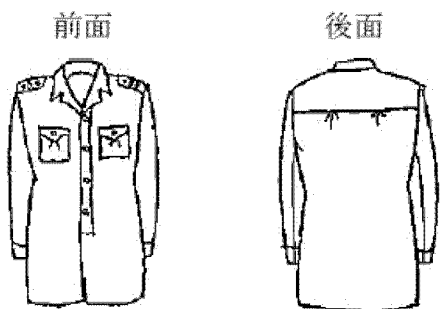
地質 上衣と同様とする。
製式 長ズボンとし、両もも及び右側後方に各 1 個のポケットを付ける。
形状は、次の図のとおりとする。



夏服 上衣



地質 淡青色の布とする。
製式 前面

開襟（小開き式）とする。
地質と似た色のボタン 4 個を 1 行に付ける。
ポケットは、胸部左右に各 1 個とし、蓋を付けたボタンで留める。
形状は、次の図のとおりとする。



肩部 外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側を地質と似た色のボタン 1 個で留める。

袖 長袖カフス付きボタン留めとする。

| | | |
|-------|---|---|
| ズボン | 地質 | 濃紺色の布とする。 |
| | 製式 | <p>長ズボンとし、両もも及び右側後方に各 1 個のポケットを付ける。 形状は、次の図のとおりとする。</p>  |
| 盛夏略衣 | 上衣の形状は、夏服に準じ、半袖とする。ズボンは、夏服と同様とする。 | |
| 活動服 | <p>紺色とする。 形状は、作業に適したものとし、別に定める。</p> | |
| 外とう | 地質 | 濃紺色の毛織物とする。 |
| | 製式 | <p>開襟剣襟とする。 胸部は、二重とし、消防き章をつけた金色ボタン各 3 個を 2 行に付ける。 ポケットは、左右各 1 個とし、蓋を付ける。 背部に幅 60 ミリメートルの背帯を付ける。 襟部に頭巾留めの黒色ボタン 5 個を付け、頭巾に鼻覆い 1 個及び黒色ボタン 3 個を付ける。 袖に冬服に準ずる袖章を付ける。 形状は、次の図のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"> 前面 後面 頭巾 </p>  |
| 雨衣 | 色及び形状は、別に定める。 | |
| ワイシャツ | 白色とする。 | |
| 半袖シャツ | <p>濃紺色又は黒色とする。 形状は、別に定める。</p> | |
| 体操着 | <p>濃紺色又は黒色とする。 形状は、別に定める。</p> | |
| ネクタイ | 濃紺色とする。 | |

| | |
|----|--|
| 手袋 | 白色とする。 |
| 靴 | 黒色又は茶色の革製品とし長短適宜とする。ただし、安全靴は黒色革製品の編み上げ式、作業靴は白色又は黒色とする。 |

備考 図中の単位は、ミリメートルとする。

別表第2 (第8条関係)

| 種類 | 貸与区分 | 消防業務に係る職員 | | 消防学校の職員 | |
|----------|------|-----------|------|---------|------|
| | | 員数 | 貸与期間 | 員数 | 貸与期間 |
| 制帽 | | 1個 | 36月 | 1個 | 24月 |
| 作業帽子 | | | | 2個 | 12月 |
| ヘルメット | | | | 1個 | 36月 |
| 冬服 | 上衣 | 1着 | 36月 | 1着 | 24月 |
| | ズボン | 1着 | 36月 | 1着 | 24月 |
| 胸章 | | 2個 | 36月 | 3個 | 36月 |
| 夏服 | 上衣 | 1着 | 36月 | 1着 | 24月 |
| | ズボン | 1着 | 36月 | 1着 | 24月 |
| 盛夏略衣(上衣) | | 1着 | 24月 | 2着 | 12月 |
| 活動服 | | | | 2着 | 18月 |
| 外とう | | 1着 | 36月 | 1着 | 36月 |
| 雨衣 | | | | 1着 | 36月 |
| ワイシャツ | | | | 1着 | 12月 |
| 半袖シャツ | | | | 2着 | 12月 |
| 体操着 | | | | 1着 | 12月 |
| ネクタイ | | 1本 | 12月 | 2本 | 12月 |
| 手袋 | | 1組 | 12月 | 2組 | 12月 |
| 靴 | | | | 3足 | 12月 |

別記第3号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式(第 1 1 条関係)

被服類再貸与申請書

1 被服類の品名及び数量

品 名

数 量

2 毀損(亡失)の内容

日 時

場 所

具体的理由

上記のとおり毀損(亡失)しましたので、上記被服類の再貸与を申請します。

年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

熊本県知事 様

附 則

- 1 この訓令は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の規定により貸与されている被服類については、改正後の熊本県消防関係職員の服制及び被服類の貸与に関する規程の規定により貸与されたものとみなす。